

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年9月30日(金) 午前9時30分から午前10時9分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席15名、欠席4名）】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：3番大島博委員、5番園田岳彦委員、8番荻野輝道委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】 出席委員：14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席16名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査（書記）
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	17番 委員
	18番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.13～No.16 4件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.12～No.17 6件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.54～No.56 3件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.806～No.807 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3003～No.3006 4件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5025～No.5030 6件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.85～No.152 68件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、8番荻野輝道委員、16番川合次夫委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 13番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆130㎡について、原野になっております。</p>

<p>議長</p>	<p>14 番糸魚川地区の件ですが、寺島 2 丁目地内の 3 筆 380 m²について、倉庫及び駐車場敷地になっております。</p> <p>15 番青海地区の件ですが、青海地内の 12 筆 19, 143 m²について、山林になっております。</p> <p>16 番青海地区の件ですが、青海地内の 1 筆 3. 3 m²について、雑種地になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。説明いたします。2 頁をご覧ください。</p> <p>12 番上早川地区の件ですが、宮平地内の 8 筆 862 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>13 番上早川地区の件ですが、宮平地内の 2 筆 730 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>14 番上早川地区の件ですが、中野地内の 2 筆 4, 310 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>15 番糸魚川地区の件ですが、上刈 5 丁目地内の 4 筆 369. 32 m²について、遠方在住のため休耕するものです。</p> <p>16 番糸魚川地区の件ですが、上刈 5 丁目地内の 1 筆 207 m²について、高齢のため休耕するものです。</p> <p>17 番根知地区の件ですが、蒲池地内の 3 筆 862 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長</p> <p>水島係長</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>54番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆476㎡について、他の方に譲渡するため解約し、その後は他の方に譲渡するものです。</p> <p>55番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆316㎡について、松本糸魚川連絡道路整備事業のため解約するものです。</p> <p>56番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆182㎡について、松本糸魚川連絡道路整備事業のため解約するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
<p>水島係長</p>	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>806番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,773㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道草山線沿いの場所です。申請人は、申請地の水捌けが悪く稲作に適さないため、嵩上げし畑として耕作したいものです。</p> <p>807番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の16筆2,341.91㎡について、用途変更したいものです。申請地は、耕作に不便なため果樹を植えるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>3003 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆476㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道中川原新田線沿いの場所です。譲受人は、自己所有地に近い申請地を譲り受け、農地の集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3004 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆553㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道中川原新田線沿いの場所です。譲受人は、自己所有地と隣接する申請地を譲り受け、農地の集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3005 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆516㎡について</p>

	<p>て、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道大平下線沿いの場所です。譲受人は、自己所有地と隣接する申請地を譲り受け、農地の集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3006番糸魚川地区の件ですが、一ノ宮地内の1筆198㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道後生山線沿いの場所です。譲渡人は、今後申請地を耕作する予定がないため、現在耕作している譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、糸魚川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。 5025番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆109㎡について、通路敷地のための、5年間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。</p>

申請地は、市道早川東側線沿いの場所です。譲受人は、隣接地を資材置場として利用する予定としており資材置場と市道をつなぐ通路として申請地を使用したいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5026 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆270㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、大和川地区公民館近くの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが手狭になったため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(a)（道路要件：市道桜ヶ丘北5号線（幅員4m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に大和川小学校と大和川保育園が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5027 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆277㎡について、住宅敷地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線と市道羽生団地1号線に挟まれた場所です。譲受人は、現在実家に住んでいるが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5028 番糸魚川地区の件ですが、新鉄2丁目地内の1筆25㎡について、店舗敷地の一部のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、県道西中糸魚川線沿いの場所です。譲受人は、隣接地に美容院を建築予定としており、申請地を美容院の駐車場として利用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5029 番糸魚川地区の件ですが、上刈3丁目地内の1筆436㎡につい

	<p>て、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道苗代平道線沿いの場所です。譲受人は、宅地1区画を造成したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5030番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆231㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、大坪公園近くの場所です。譲受人は、現在実家に住んでいるが、独立して、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、68件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが5件ございます。まず、米原委員の案件を先に審議しますので、米原委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曾根主査	<p>〔米原委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。16頁をご覧ください。 115番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆756㎡について、更新するものです。 116番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆1,156㎡に</p>

<p>議長</p>	<p>ついて、更新するものです。 117 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目、南寺島2丁目地内の7筆4,741㎡について、更新するものです。 118 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆2,974㎡について、更新するものです。 119 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆686㎡について、更新するものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔米原委員入室〕</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。9頁をご覧ください。 85 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の4筆4,990㎡について、更新するものです。 86 番下早川地区の件ですが、東海、堀切、上覚、四ツ屋、東川原地内の13筆7,408㎡について、更新するものです。 87 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆1,275㎡について、更新するものです。 88 番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋地内の2筆2,634㎡について、更新するものです。 89 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の4筆971.21㎡について、更新するものです。 90 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,190㎡について、更新するものです。 91 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の3筆3,412㎡について、更新するものです。 92 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆3,923㎡について、更新するものです。 93 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、新町地内の7筆7,002㎡について、更新するものです。</p>

- 94 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の9筆8,086.30㎡について、更新するものです。
- 95 番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,329㎡について、更新するものです。
- 96 番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,605㎡について、更新するものです。
- 97 番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆1,872㎡について、更新するものです。
- 98 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、越地内の2筆2,375㎡について、更新するものです。
- 99 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、越地内の2筆3,535㎡について、更新するものです。
- 100 番上早川地区の件ですが、北山地内の3筆3,135㎡について、更新するものです。
- 101 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の2筆566㎡について、更新するものです。
- 102 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆1,829㎡について、更新するものです。
- 103 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,969㎡について、更新するものです。
- 104 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,662㎡について、更新するものです。
- 105 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆1,578㎡について、更新するものです。
- 106 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,839㎡について、更新するものです。
- 107 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆2,422㎡について、更新するものです。
- 108 番西海地区の件ですが、成沢地内の1筆2,991㎡について、更新するものです。
- 109 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の4筆2,025㎡について、更新するものです。
- 110 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺2丁目地内の3筆1,003㎡に

ついて、更新するものです。

111 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の9筆4,235㎡について、更新するものです。

112 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の6筆1,995㎡について、更新するものです。

113 番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の1筆640㎡について、更新するものです。

114 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆550㎡について、更新するものです。

120 番大野地区の件ですが、大野地内の9筆1,353㎡について、更新するものです。

121 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,053㎡について、更新するものです。

122 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,896㎡について、更新するものです。

123 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,988㎡について、更新するものです。

124 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆1,152㎡について、更新するものです。

125 番根知地区の件ですが、大神堂地内の2筆2,463㎡について、更新するものです。

126 番根知地区の件ですが、大神堂地内の2筆1,947㎡について、更新するものです。

127 番根知地区の件ですが、大神堂地内の1筆1,526㎡について、更新するものです。

128 番今井地区の件ですが、頭山地内の1筆1,488㎡について、更新するものです。

129 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,515㎡について、更新するものです。

130 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆3,651㎡について、更新するものです。

131 番磯部地区の件ですが、徳合地内の9筆1,628㎡について、更新するものです。

- 132 番能生谷地区の件ですが、桂地内の2筆2,115㎡について、更新するものです。
- 133 番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆1,999㎡について、更新するものです。
- 134 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆125㎡について、更新するものです。
- 135 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆2,758㎡について、更新するものです。
- 136 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆249㎡について、更新するものです。
- 137 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の4筆10,704㎡について、更新するものです。
- 138 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆3,794㎡について、更新するものです。
- 139 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆448㎡について、更新するものです。
- 140 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆9,436㎡について、更新するものです。
- 141 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆3,827㎡について、更新するものです。
- 142 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆3,395㎡について、更新するものです。
- 143 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,859㎡について、更新するものです。
- 144 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆1,910㎡について、更新するものです。
- 145 番能生谷地区の件ですが、島道地内の4筆2,471㎡について、更新するものです。
- 146 番能生谷地区の件ですが、槇地内の7筆402.91㎡について、更新するものです。
- 147 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,341㎡について、更新するものです。
- 148 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆828㎡について、更

	<p>新するものです。</p> <p>149 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,785㎡について、更新するものです。</p> <p>150 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の11筆2,494㎡について、更新するものです。</p> <p>151 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆931㎡について、更新するものです。</p> <p>152 番大和川地区の件ですが、大和川地内の7筆1,707㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>152 番ですが、圃場整備でため池になる場所だと思いがすが。旧地番で手続きいただくもので、整備後にこの場所がため池になっ ていても問題ありません。</p> <p>145 番について、少し賃料が高いように思いますが。今回は更新で、前回は同額でした。両者間では他に使用貸借となっている田もあり、そういうことも反映されたものと考えております。その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
--	--

議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 10/29(金) 午前9:30～ 市民会館3階会議室
議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>